

随意契約（相手方指定）調書

件名	学童クラブ及び放課後子ども教室運営業務委託（汐入東小学校）	No.5200334
工（納）期	令和10年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	令和5年度分 62,136,061円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人 雲柱社 (法人番号：1010905000786)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	長期継続契約	

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>学童クラブ及び放課後子ども教室運営業務委託（汐入東小学校）</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 社会福祉法人 雲柱社 所在地 世田谷区上北沢三丁目8番19号 代表者 理事長 小磯 満</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、保護者の就労、疾病等の理由により、放課後家庭において適切な保護を受けることができない小学生に対して、遊びと生活の場を提供するための学童クラブの運営業務、及び放課後の児童の安全で安心な活動拠点として、遊びや学習などの場を提供するための放課後子ども教室の運営業務を一体的に委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課で検討したところ、</p> <p>① 本件業務は、人的サービスの側面が極めて高く、利用児童との信頼関係の構築や安定して生活できる場所を提供することが重要であることから、継続的な運営が望まれるものである。</p> <p>② 本件業務は、令和4年度まで当該業務を受託してきた法人に対し、引き続き業務を委託するものであり、令和4年度に実施した本件業務の運営内容や財務状況、労務状況について調査及び審査を行う実績審査委員会において、現行受託者の継続的な運営の可否について審議を行った結果、次年度以降の契約の継続が可との判定を受けている。</p> <p>その判定結果を踏まえ、上記法人が引き続き業務を履行することで、これまでの取り組みを活かした確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記法人を契約相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> <p>○本件は、地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約とする。</p>